

◆改善事例 株式会社P l e zに対する申入れ

事業者名；株式会社P l e z

事業内容：L I N Eによるダイエット，トレーニング指導

申入対象：レッスン料不返還条項

対象条文：消契法9条1号、10条

申入開始日：2022（令和4）年3月30日

申入終了日：2022（令和4）年5月24日

	Cネット東海の主な申入れ内容	回答（結果）
1	<p>・利用規約第13条（サービスの中断と責任） 但し，閉鎖等により会員の会費支払義務その他の債務および責任が軽減されたり免除されることはなく，また，当社は会員に対して特別の補償または賠償を一切行いません。</p> <p>・利用規約第15条（終了） その他，会員の希望でサービス期間中に終了することを認めますが，一切の返金を行いません。</p> <p>・利用規約第16条（キャンセル・返金） 入会手続き後は，当社の責めに帰すべき特別の理由のない限り，当サービスのキャンセル，返金をする事はできません。</p> <p>・利用規約第24条（利用資格の取消し等） この場合，当該会員は，既に生じた本サービス利用料等未払債務の弁済義務を負うものとし，当社が別途定める方法でこれを支払うものとします。利用資格の取消が行われた場合，既にお支払いいただいた諸費用は，理由の如何を問わず一切返還しません。</p> <p>◆申入れ内容 削除してください。</p> <p>◆申入れ理由 会員契約が，契約後間もない時期に終了した場合には，事業者が発生する損害は想定できないにもかかわらず，上記規約は，解除の事由や時期等を限定する文言が定められておらず，上記規約は，解除事由や時期等にかかわらず一律に返金しない</p>	<p>削除された。</p>

	<p>ものであり、会社に生ずる平均的損害を超える違約金等を定めるものとして、消費者契約法9条1号により無効である。</p> <p>また、会員との契約関係は、LINEによるボディメイク等の指導を行う対価として会員が会費を支払うことから、民法上の準委任契約類似のものと考えられ、会員は、会員契約をいつでも任意に将来に向けて解除することができ、また、事業者が受任者の報酬請求権たる会費を請求できるのは、既履行の割合部分に限られるなどの制限があるにもかかわらず、会員規約により会員は未履行分の会費相当額の返還請求が制限されているので、会員規約は民法よりも不利であり、消費者の契約解除権を一方的に制限するものである。</p>	
2	<p>・利用規約第29条（準拠法・裁判管轄）</p> <p>本サービスの利用に関わる全ての紛争については、他に別段の定めのない限り、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。</p> <p>◆申入れ内容 削除してください。</p> <p>◆申入れ理由 事業者の規約を前提とすると、地方在住の消費者が訴訟を行う場合、東京に行く必要が生じるが、事業者はホームページなどで全国の消費者を相手に商品を販売しており、全国で紛争が発生する可能性があり、一方、消費者は、事業者との訴訟を必ず東京地方裁判所に提起しなければならないとなると、事業者が得る利益に比して消費者の被る不利益は多大なものになるため、管轄に関する規定は、消費者契約法10条に違反する。</p>	削除された。